

『河内長野市認知症と共に生きる まちづくり条例』を制定しました

河内長野市では6月22日、大阪府内で初めて、認知症になっても尊厳と希望をもち、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する『河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例』を制定しました。

河内長野市は、大阪府内で高齢化率が最も高い市として、認知症支援施策の更なる推進が求められています。そのような中、行政をはじめ、市民や地域組織、事業者、関係機関など、あらゆる主体が責務と役割を持ちながら、まちづくりの理念を共有し、「認知症と共に生きるまちづくり」を推進する必要があると考え、同条例の制定に至りました。

【条例の基本理念】

- ①認知症の予防を含めた認知症に関する正しい知識及び理解の普及促進に努め、認知症の人やその家族の視点に立った地域づくりを目指します。
- ②各主体がそれぞれの責務及び役割を認識し、相互に連携することにより、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指します。
- ③認知症の人が自らの意思により、その能力を最大限に活かしながら社会参加をすることができる地域づくりを目指します。

【市の責務】

認知症の人の視点を反映したまちづくり施策の総合的な実施など

【市民・地域組織・事業者・関係機関のみなさんの役割】

認知症への理解、市が推進する取り組みへの協力など

また、同条例に基づいた具体的な取り組みの一環として、緊急時の通報に対応するシステムを充実し、認知症の人のひとり歩きによる事故を防止するための機能などを追加した「高齢者等総合見守りシステム運営事業」を開始するほか、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の実施に向けた準備を行うなど、認知症に対する正しい理解の普及を含め、認知症の人の視点に立った認知症支援施策を進めます。

【問い合わせ】 河内長野市 市民保健部 高齢福祉課

電話：０７２１－５３－１１１１